

## 会議録要旨

(1) 会議の名称	令和3年度(第2回)国民健康保険運営協議会
(2) 開催日時	令和3年12月23日(木) 19:00~20:00
(3) 開催場所	あわら市役所 101 会議室
(4) 出席委員氏名	道谷 成雄 委員、佐々木 誠三 委員、谷口 美智子 委員、西野 暢 委員、池田 美由 委員、赤尾 政治 委員、立田 敏之 委員、徳丸 敏郎 委員、大井 尚美 委員 (計9人)
(5) 欠席委員氏名	林 明美 委員、坂野 彰 委員、坂井 健志 委員 (計3人)
(6) 出席所管課職員	堀江 市民生活部長 【市民課】 山田(課長)、矢部(課長補佐)、宮川(主事) 【税務課】 山下(課長)、相模(主任)
(7) 傍聴人	なし
(8) 会議議題	国民健康保険事業費納付金・標準保険料率等について
(9) 配付資料	国民健康保険運営協議会資料
(10) 会議内容の要旨	事務局 国民健康保険運営協議会資料に基づき説明 委員 県が示す標準保険料率は、具体的にどのように算出されるのか。 事務局 県が、県全体の保険給付費を賄うための保険料必要額を算定する。その必要額を、各市町の被保険者数、世帯数、国保加入者の所得総額で按分し、市町ごとの納付金基礎額が決められる。この納付金基礎額を基に各市町の医療費水準も反映され、医療費が高い市町では、その分多く納付金を納めている。令和3年度から80万円以上の高額な医療費については、県全体でカバーすることになった。 委員 県が算定した納付金を納めていれば、県全体としては、赤字にならないということか。 事務局 特別な事情がない限り、赤字にならないよう算定されている。 委員 県内の保険税が統一されると、あわら市の保険税は安くなるか。

	あわら市にとって得になるのか。
事務局	単純に申し上げられないが、あわら市は県内でも医療費が高いので、医療費水準を統一すると、その点でのメリットはある。
委員	資産割が廃止されるということは、資産を持っている人は、保険税が安くなるのか。
事務局	資産を多く持っていて保険税を沢山納めている人については、安くなる。
委員	納付金については、今後3～5年後の変動の要因というのは、国保加入者の減少や高齢化が大きな要因となるのか。
事務局	はい。保険料を納付する加入者の減少や高齢化に伴う医療費の高騰が影響している。そして、団塊の世代が後期高齢者に移行していくことにより、県全体の歳入では前期高齢者交付金が大幅に減り、歳出では、後期高齢者支援金の負担が増大することも、大きな要因となると思われる。
委員	国民健康保険税の上限額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つの合計額の99万円か。
事務局	そうである。令和4年度につきましては、102万円に変更となる予定である。
委員	パターン7について、後期高齢者支援金分と介護納付金分が高くなっているが、後期高齢者支援金分は、あわら市の後期高齢者の医療費分が跳ね返ってきて、納めているのか。
事務局	後期高齢者の医療費については、その財源の5割は公費、1割は後期高齢者の保険料負担、残りの4割を現役世代が担っている。その後期高齢者支援金については、すべての保険者が負担することになり、国保についても国の係数を基に算定される。そのため、後期高齢者の医療費が増えれば、あわら市の納付金としての負担が増えることになる。
委員	できれば、国保税の増額を抑えて欲しい。
事務局	全国の令和元年度の概算医療費は、約44兆円となっており、そのうち約17兆円が後期高齢者医療保険の医療費で、その額が年々増えている。あわせて、介護給付費も増えている。このように医療費等の増大により現役世代の負担も大きくなることになるが、世帯への影響額を最低限に抑えるように試算し、運営委員の皆様のご意見も聞きながら検討していきたいと考えている。
委員	75歳以上の人間ドックの助成は、廃止されるのか。
事務局	今までは、広域連合の補助を受けて、助成していた。国の方針で、人間ドック助成について、廃止の方向で進んでおり、県内他市町の状況を確認しながら、来年度からの助成を廃止することにした。一方、後期高齢者の一般健診については、無料で受けていただける。がん検診についても、市が費用を負担しているので、低料金

で受けることができる。例えば、1万5千円相当の胃がん検診は、3千円で受けられる。無料の一般健診と低料金のがん検診を組み合わせ受けていただきたいと考えている。集団健診の他に医療機関でも受診できるので、多くの方に受診していただきたい。なお、国保被保険者の人間ドックについては、7割助成（上限25,000円）を継続実施する。

委員 税率改定について、1年かけて検討していくということか。

事務局 いつ改定していくかの時期も含めて、協議していきたいと考えている。あまりにも、世帯への影響が大ききようであれば、令和8年度までの資産割廃止にむけて段階的に廃止していくことも検討している。

また、令和4年度からは、所得に関係なく、すべての未就学児の加入者の均等割については、半額になる予定であり、子育て世代への負担が緩和されるものと考えている。

委員 資産割は、固定資産税を基に、所帯、世帯もしくは個人にかかるものか。

事務局 被保険者全員分の資産が、世帯主に資産税割としてかかる。

事務局 国民健康保険税における軽減判定誤りについて報告